

## 令和7年度 税制改正

## ★ News 基礎控除・給与所得控除の引上げ、特定親族特別控除の創設

令和7年度(2025年度)税制改正『所得税法等の一部を改正する法律案』は、国会での法案修正を経て3月31日成立し、所得税法の改正による給与所得控除の最低保障額と基礎控除の引上げに加え、租税特別措置法改正による「基礎控除の上乗せ特例」が創設されたほか、新たな控除「特定親族特別控除」が創設されました。なお、前記の改正は、令和7年分については、令和7年12月に行なう年末調整で適用され、令和7年11月までの源泉徴収事務に変更は生じません。年末調整で、改正後の控除額に基づく1年間の税額を計算し、改正前の「源泉徴収税額表」に基づいた源泉徴収税額との精算を行うこととなります。(「源泉徴収税額表」は、令和8年分以後の「税額表」に改正が行われます。)

## ---【改正のポイント】-----

## ■ 給与所得控除の引上げ

給与所得控除は令和7年分から、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられました。

| 給与の収入金額 (A)         | 給与所得控除額(改正前)                   | 給与所得控除額(改正後) |
|---------------------|--------------------------------|--------------|
| 162万5,000円以下        | 55万円                           | <u>65万円</u>  |
| 162万5,000円超 180万円以下 | $A \times 40\% - 10 \text{万円}$ |              |
| 180万円超 190万円以下      | $A \times 30\% + 8 \text{万円}$  |              |

↳ ※給与の収入金額190万円超の場合の給与所得控除に改正はありません。

## ■ 基礎控除の引上げ・基礎控除の上乗せ特例

基礎控除額は最大48万円から最大58万円への引上げに加え、基礎控除の上乗せ特例の創設により、合計所得金額に応じて下表のとおり改正されました。改正の対象となるのは、合計所得金額2,350万円以下の人で、収入が給与収入だけの場合は、給与の年収2,540万円以下の人です。

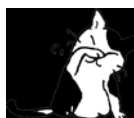
| 合計所得金額           | 基礎控除                             | 上乗せ額<br>(令和7・8年) | 基礎控除額合計<br>(令和7・8年) | 基礎控除額合計<br>(令和9年分以降) |
|------------------|----------------------------------|------------------|---------------------|----------------------|
| 132万円以下          | <u>58万円</u><br><br>(改正前<br>48万円) | 37万円             | 95万円                | 95万円                 |
| 132万円超 336万円以下   |                                  | 30万円             | 88万円                | 58万円                 |
| 336万円超 489万円以下   |                                  | 10万円             | 68万円                |                      |
| 489万円超 655万円以下   |                                  | 5万円              | 63万円                |                      |
| 655万円超 2,350万円以下 |                                  | なし               | 58万円                |                      |

## ■ 特定親族特別控除の創設 → ※年末調整では「特定親族特別控除申告書」を提出します。

居住者は、その控除対象扶養親族(その親族が給与収入だけなら123万円以下)のうち19歳以上23歳未満の親族は「特定扶養親族」に該当し63万円の扶養控除を受けることができますが、新たに創設された特定親族特別控除は、居住者が「特定親族」を有する場合、その特定親族の所得に応じて、特定親族特別控除(段階的に減額)を受けることができる制度です。→右表

特定親族とは、居住者と生計を一にする19歳以上23歳未満の親族で、合計所得金額が58万円超123万円以下(給与収入だけなら123万円超188万円以下)の人。

| 特定親族・給与収入のみの場合 | 特定親族特別控除額 |
|----------------|-----------|
| 123万円超150万円以下  | 63万円      |
| 150万円超155万円以下  | 61万円      |
| 155万円超160万円以下  | 51万円      |
| 160万円超165万円以下  | 41万円      |
| 165万円超170万円以下  | 31万円      |
| 170万円超175万円以下  | 21万円      |
| 175万円超180万円以下  | 11万円      |
| 180万円超185万円以下  | 6万円       |
| 185万円超188万円以下  | 3万円       |



〒462-0844 名古屋市北区清水2-19-9 1F

田中亮太税理士事務所

TEL 052-982-9062 FAX 052-982-9063